

2022 年 9 月 5 日

南山大学長  
ロバート・キサラ 殿

法学部法律学科  
田中 実

### 研究休暇報告書

私は 2021（令和 3）年 9 月 1 日から 2022（令和 4）年 8 月 31 日までの一年間に渡り研究休暇をいただきました。この期間中の研究活動に関して以下のとおり報告します。

自宅及び大学研究室において研究活動を行った。

なお、この間、2022（令和 4）年 8 月 1 日から同 8 月 31 日まで、スイス連邦共和国のヌシャテル大学及びチューリッヒ大学の招聘により、両大学において在外研究を行い、またこの期間中 8 月 8 日から 8 月 12 日チューリッヒ大学で開催された第 43 回ドイツ法制史学会（43. Rechtshistorikertag）に参加した。

研究休暇中の研究テーマとして、①人文主義法学を中心とした法学史、及び②ローマ法・法制史関連の啓蒙書や翻訳書の準備を予定した。

①については、論説「ローマ法大全における盗訴権と占有についての覚書」を執筆し、原稿を提出した（『南山法学』45 巻 3/4 合併号）。16 世紀人文主義法学者フランソワ・ボドゥアンとジャック・キュジャースの所論を手がかりに、窃盗の保護法益をめぐるローマ法解釈の一端を紹介し整理したものである。原稿提出後であるが、以前学会で知古を得、このテーマに取り組むきっかけを与える著書を送って下さった F. Battaglia 教授（現 Università degli Studi di Milano-Bicocca）に上記ドイツ法制史学会で再会し、問題を深め、お互いの目下の研究関心について情報交換を行うことができた。論文提出後、人文主義法学ないし近年注目が高まる antiquarianism の具体像を得るべく、古代商事法関係の用語についての研究を開始した。さらに、学会誌『法制史研究』72 号（2023 年 3 月公刊予定）に木庭顕『人文主義の系譜』に対する詳細な書評を執筆した。執筆にあたり、人文主義法学や 19 世紀サヴィニーやニーブールの実証主義的占有論にとどまらず、マキャヴェッリやモリエールの喜劇論、17 世紀から 18 世紀にかけて活躍したジョヴァンニ・ヴィンチェンツォ・の市民法学や詩学、20 世紀の代表的な歴史家 J.P.A.Pocock, A. Momigliano と E.Lepore の作品などを詳細

に検討した。

②については、共著『トピック法学史 50 講 (仮)』の 3 つの講「利息」「史料・正文批判」「トピック／レトリック」及びコラム「人文主義法学」を担当し、2021 年 4 月から断続的に行われた合同発表会で報告し、原稿を提出した。また、出版予定の共著『西洋法制史 (仮)』の「第 3 編近世ヨーロッパの法」及び「第 4 編近現代ヨーロッパの法 第 5 章 法のグローバルな展開 (エピローグ)」を担当し、執筆検討会に参加し、他の共同執筆者からの意見を得るべく、ともに第一草稿を提出した。前者については、従来我が国で軽視されてきた近世における西欧半島諸国や新大陸の法学にも紙幅をさき、後者については類書がないなか、前回の研究休暇で聴講したパリ高等師範学校の講義やイタリアの新たな教科書なども参考に、挑戦的な叙述を心がけた。なお、この間、すでに共著で入門書を出版され、新たな共著を計画中の、上記ヌシャテル大学に受け入れて下さった J.-P. Dunand 教授とも時間をかけて教科書のあり方につき意見を交換する機会を得た。さらに、(Zoom 開催を含む) 定例研究会に出席し、共訳書『ローマ相続法』の草稿の継続的な検討を続けた。この間、上記チューリッヒ大学に受け入れて下さった原著者 U. Babusiaux 教授と、とりわけ 2 版における法文翻訳の大幅改訂につき意見を交換する機会を得た。

一年間の研究休暇を頂き、心より感謝申し上げます。この一年間の成果を今後の研究・教育に活かしてゆく所存です。